

令和7年4月23日
清掃・リサイクル部
世田谷清掃事務所

議会の委任による専決処分の報告
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和6年12月24日(火) 午前10時30分頃(天候:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区内
- (3) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)世田谷清掃事務所職員がごみ収集業務のため軽小型ダンプ車で路地から世田谷通りへ進入しようとしたところ、自転車で歩道を走行してきた相手方(以下「乙」という)が甲車両を視認し、急ブレーキをかけ、転倒した。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

2 乙への損害賠償額 13,754円(自動車保険により全額補てん)

3 専決処分日 令和7年4月11日